岡山市広報連絡資料

令和7年7月14日

都市再生推進法人からの旧西川橋交番の活用提案について公告・縦覧します

西川緑道公園（中流域）内に立地している旧西川橋交番について、都市再生特別措置法に基づき、都市再生推進法人からまちづくり事業に活用して公園の魅力向上を図りたい旨の提案があったので、同法に基づき、この提案への意見の有無を確認するため公告・縦覧を行います。

1 旧西川橋交番の場所

西川緑道公園内（北区平和町） ※公園の一部を占用して立地

2 提案者

一般社団法人ぷらっと西川（都市再生推進法人）

3 提案内容

旧西川橋交番の建物を主に次のことに有効活用することで、地域のまちづくり活動を自主的かつ持続的に展開するとともに、西川緑道公園のさらなる魅力向上を図るものです。

・岡山の観光情報や食の魅力の発信拠点

・まちづくりボランティアの活動拠点　※詳細は別紙参照

4 縦覧期間及び場所

・縦覧期間：令和7年7月14日（月）～8月13日（水） 各日8時30分～17時15分

※土日・祝日を除く

・縦覧場所：岡山市役所本庁舎６階 庭園都市推進課窓口 及び 課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/shisei/0000073846.html

5 その他

この提案は、都市再生特別措置法に基づき、民間事業者による公園施設の整備・改修等を可能とする「都市公園リノベーション協定制度」を活用するための、都市再生整備計画の変更案の提案となります。この提案に対して市へ意見書を提出することができる者は、都市再生推進法人又は近隣の事業者等のうち、過去に西川緑道公園（中流域）を活用したまちづくり事業等の実績を有していることが条件となります。また、意見書には提案内容と同様の事項を記載した対案となる書類を添付し、縦覧期間内に市へ提出する必要があります。

【問い合わせ先】

岡山市 庭園都市推進課 丸本・小林　直通086-803-1393　内線3687・3688

参考資料

○ 旧西川橋交番の概要

所在地　西川緑道公園内(北区平和町1－1)※公園の一部を占用して立地
構　造　事務所:鉄筋コンクリート造2階建て(面積49．14㎡)
　　物　置:コンクリートブロック造平屋建て(面積8．8㎡)
建築年　昭和60年3月
所有者　岡山県

桃太郎大通りからの建物外観

○ 一般社団法人ぷらっと西川の概要

団体住所:北区本町 9―13
代表理事:池田　一晃
団体ホームページ:https://nishigawa.space/

・岡山市の中心市街地である西川エリア(西川緑道公園周辺)において、賑わいに資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用した街づくりに関する事業を行い、安全で安心して飲食ができ、住み続けられる街の実現を目的に、令和３年４月に団体設立。
・地域活性化のためのイベント運営、エリアマネジメント事業、防災、防犯に関する事業等を実施しており、令和４年３月に都市再生推進法人に指定。
・団体メンバーは、西川パフォーマーとして「満月 BAR」や「ジャズイン西川」等の企画運営を10 年以上継続して実施するとともに、「西川ホコテン」実行委員会の中心メンバーとして企画運営に携わっている。

令和７年５月13日

岡山市長　大森　雅夫　様

都市再生推進法人
岡山市北区本町９番１３号
一般社団法人ぷらっと西川
代表理事　池田　一晃

都市再生整備計画の変更の提案について

当団体では下記まちづくり活動を今後進めていきたいと考えていることから、都市再生特別措置法第４６条の２第１項及び第２項の規定に基づき、滞在快適性向上区域（まちなかウォーカブル区域）が定められた岡山都心地区都市再生整備計画の変更について別添素案のとおり提案する。

記

桃太郎大通りに面する西川緑道公園内に位置する旧西川橋交番は、イベントやまちづくり活動が行われている西川緑道公園（中流域）の玄関口、また商業施設や飲食・宿泊施設が多く立地する岡山を代表する飲食店街「西川エリア」の玄関口に位置しており、建物を再利用することで、地域のまちづくり活動を自主的かつ持続的に展開するとともに、西川緑道公園のさらなる魅力向上に寄与したいと考えている。

計画している具体的な事業内容

１．西川エリアの魅力と岡山の“美味しい”を発信する拠点として

旧西川橋交番が面する桃太郎大通りは、岡山駅前の表通りとして観光客を含む歩行者交通量が多いことから、西川エリアの魅力や岡山の食文化を発信する観光案内機能を併設した飲食提供※を行うことで、西川緑道公園の滞在快適性を向上するとともに、岡山の“美味しい”の発信により「食」を目的とした岡山への観光客も増やしていきたい。

（※当初は、かき氷やフレッシュジュース、カットフルーツの販売等を企画）

【旧交番の利用内容】：西川エリアの観光案内・休憩所、飲食店及び付随するスペース等

２．地域のまちづくりボランティアの活動拠点として

西川エリアで、まちづくりを始めて今年で14年目を迎え、満月BARや西川ホコテンといった事業を継続して行ってきた中で、当団体のほかこれら事業に携わる学生ボランティア団体「満月BAR」及び「N-Ravi」、出展者等の準備やミーティング等を行う場所がエリア内にないため、きらめきプラザ等の中心部から少し離れた場所にある有料会議室を使用する等、効率的・効果的なまちづくり活動に支障をきたしている。

そこで、旧西川橋交番をまちづくり活動拠点としても活用し、多くの若者や学生等が気軽に集まり、まちづくりに参加することができる環境を整えることで、ボランティアや出展等に関わるまちづくり人材や活動を増やしていきたい。

【旧交番の利用内容】：まちづくり活動拠点及び付随するスペース等

施設の改修費・維持管理費・撤去費について

旧交番を再利用するに当たって、必要となる施設修繕や光熱水費等の維持管理費は、当方が全て負担する。また、設置管理許可期間終了後の施設の撤去費用も当方が負担することとし、建物を撤去し更地にした状態で市に返還する。

以　上

制度別詳細10（公園施設設置管理協定に関する事項）法第46条第14項第2号ロ

制度別詳細【公園施設設置管理協定】

制度の活用計画

	事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	西川緑道公園内における既存建物（旧西川橋交番）を活用した、西川エリアの観光案内・休憩所、飲食店、まちづくり活動拠点及び付随するスペース等の設置	R7～R26	一般社団法人ぷらっと西川（都市再生推進法人）	1. 協定締結者 岡山市、一般社団法人ぷらっと西川 2. 滞在快適性等向上公園施設の整備又は管理が必要と認められる区域（公園施設設置管理協定を想定している区域） 次ページ赤枠の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる滞在快適性等向上公園施設 西川エリアの観光案内・休憩所、飲食店、まちづくり活動拠点及び付随するスペース等（詳細は制度別詳細10－1及び10－2参照） (2)都市再生推進法人に建設を行わせる特定公園施設 植栽、園路、花壇、ベンチ (3)公園利便増進施設等 看板（詳細は、制度別詳細10－1及び10－2参照） (4)都市公園の環境の維持及び向上措置 建物の周辺において、定期的に清掃、美化活動を行う他、1年に1回は協定区域全域の美化活動を行う。 4. その他 都市再生特別措置法第46条第14項第4号に掲げる事項として、この事業が地域のまちづくり活動を自主的かつ持続的に展開するとともに、西川緑道公園のさらなる魅力向上に寄与することが目的であることから、既存建物（旧西川橋交番）を無償譲渡していただきたい。
2	看板の設置	R7～R26	一般社団法人ぷらっと西川（都市再生推進法人）	
3	公園内での清掃・美化活動	R7～R26	一般社団法人ぷらっと西川（都市再生推進法人）	
4				
5				

取り組み主体による当該都市公園におけるまちづくり活動の実績

	事業内容	事業期間	事業の詳細
1	西川緑道公園内でのイベントの実施	R3～R6	西川緑道公園では、飲食・音楽イベントである「満月BAR」（6回程度/年）や「西川クリスマス」（1回／年）を例年開催しており、また公園の沿道や沿道店舗と一体となった歩行者天国「西川ホコテン」（4回程度／年）を実行委員会の一員として実施し、地域への愛着を育てるとともにまちのイメージ向上に貢献している。 また、岡山市と連携し、毎年夏に西川（中流域）の清掃活動を地域住民や事業者と一緒に実施している。

制度別詳細10-1（公園施設設置管理協定に関する事項）法第46条第14項第2号ロ

事業番号1,2,3

制度別詳細【公園施設設置管理協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

公園施設設置管理協定を締結し
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

【凡　例】
公園施設設置管理協定の対象となる施設

制度別詳細10-2（公園施設設置管理協定に関する事項）法第46条第14項第2号ロ

事業番号1,2,3

制度別詳細【公園施設設置管理協定】
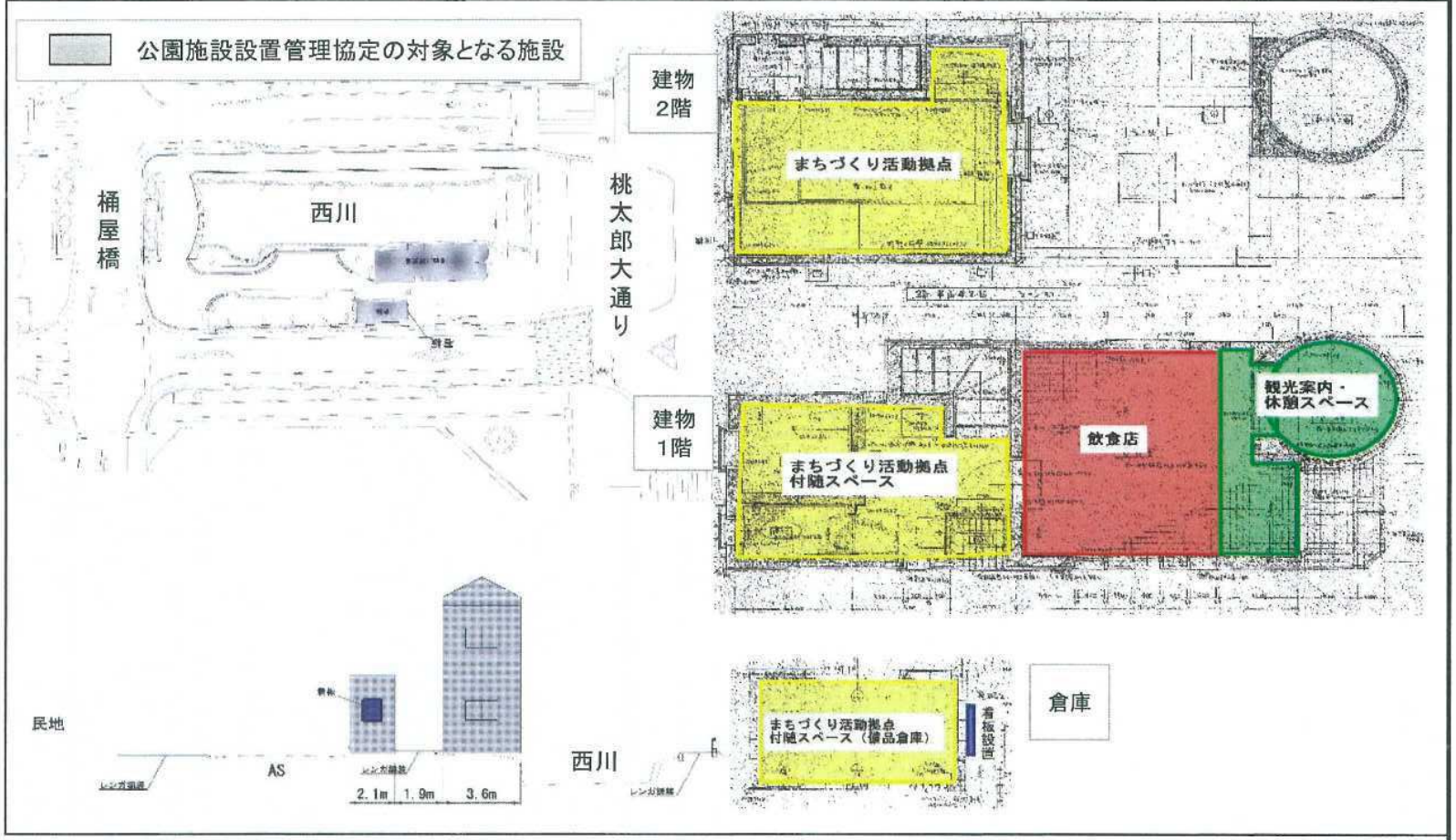
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ